

《修士論文要旨》

熊本藩宝暦の改革について

樋 口 励 志*

序 章

熊本藩3代藩主細川綱利の隠居後、正徳2年（1712）に4代藩主となった宣紀代の財政は悪化が進む一方で、江戸での借財は37・8万両に達していた。財政削減で神水等の6茶屋を廃止し、家中の給知を引上げて手取米制としたが、享保2年（1717）の籠の口屋敷の焼失でさらに家中の手取米は減少され、その生活は窮乏化した。享保17年（1732）に宣紀から遺領を継承した5代藩主宗孝は、財政問題解決のために藩札の発行を計画し、幕府の許可をえて銀札を発行したが、この時期の財政は借金の調達もできず、参勤交代にも支障が出るほどであった。このような事情のなかで延享4年（1747）に宗孝が旗本板倉勝該から切られ、翌日死亡するという事件が起こった。宗孝の不慮の死で後継した6代藩主重賢は、藩主として初めて入国した寛延元年（1748）に5か条の「申聞置」を出し、役人の我意・権力抗争の禁止・役人の公正性・財政の健全化と民心の安全化を図ることを言命し、奉行中に18条、勝手方に3か条、郡奉行にも令達して、役人の綱紀肅正を改革政治の第一歩とした。宝暦元年（1751）には穿鑿上奉行を任命して、裁判の公正を期した。

第1章 堀勝名の登用

宝暦2年（1752）に堀勝名を大奉行に登用した。大奉行堀は大坂御用達との関係改善のため、江戸直送米銀は大坂蔵屋敷取扱いとして、江戸送りは大坂御用達に一任にして、蔵元を長田作兵衛に変更した。

第2章 財政改革

寛延2年（1749）に城内に榎方役所を設置し、御仕立榎・野開榎を奨励、宝暦13年（1763）高橋製蠟所の藩直営、安永3年（1774）に国産榎実の他国移出の禁止、榎方の相対相場の買い上げとして榎を専売品化した。また養蚕を奨励し、鳥巳兮を技術習得に京都へ派遣し、年貢増徴策のため、隠田摘発と開発地の小物成・運上物の把握を目的に「宝暦の地引合」を施行した。これらの結果、小物成方・榎方御蔵には現銭が多く積まれた。

第3章 行政機構の改革

宝暦6年(1756)に奉行職6人に12分職を分担させた。

第4章 時習館の創立

宝暦4年(1754)に城内二の丸に藩校時習館を創設し、長岡忠英を総教、秋山定政を教授として、助教・訓導・句読師・習書師などの教官をおいて教導し、東榭・西榭では武術を習得させた。時習館はのちに学問・武芸習得の中心となった。また医学教育のために再春館、その付属薬園として蕃滋園を設置した。

第5章 刑法草書の制定

宝暦4年(1754)に大奉行堀勝名を中心に刑法草書を編纂させ、中国の明律に範をとり旧来の死刑と追放刑を改め、死刑のほかに笞刑と徒刑を制定した日本最初の法典となった。

第6章 知行世減の法

宝暦6年に財政改革の一環として知行世減の法を採用し、知行の世襲制については、慶安2年(1649)以前の知行は全額相続とするが、同3年(1650)以降の新知の加禄については、代々相続の高を減少するようにした。

第7章 人材登用と意見上申

宝暦期の人材発掘には意見具申が大きな契機となることが多く、これが改革の原動力となった。

終章

宝暦の改革は、堀勝名のもとで家老衆を排除して着々と進められたため、旧弊を一新する改革として、後世世間から賢政と賞賛された。